

第7回自治基本条例を創る会を開催しました

- # 7/5(月)に、第7回目となる「創る会」を開催しました。
- # 今回は、「前文」及び「第1章」について、グループに分かれて話し合いを行いました。
- # 当日資料及び参加者の意見のまとめは、2ページ以降をご覧ください。



次第

- 1 前回(6/23)の振り返り
- 2 資料提供（グループワークのための参考資料等の説明）
- 3 グループワーク（上記の項目についての意見交換）

<H22. 5. 12 現在の案>	<素案たたき台>
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 総則</p> <p> 第 1 節 目的 (第 1 条)</p> <p> 第 2 節 定義 (第 2 条)</p> <p> 第 3 節 条例の最高規範性 (第 3 条)</p> <p> 第 4 節 自治の基本理念 (第 4 条)</p> <p> 第 5 節 自治運営の基本原則 (第 5 条)</p> <p>第 2 章 <u>自治運営を担う主体の役割・責務・権利</u></p> <p> 第 1 節 <u>市民の権利及び役割 (第 6 条～ 7 条)</u></p> <p> 第 2 節 <u>市議会の役割と責務 (第 8 条～ 9 条)</u></p> <p> 第 3 節 <u>市の執行機関等の役割と責務 (第 10 条～ 23 条)</u></p> <p>第 3 章 <u>自治運営の基本原則に基づく制度等</u></p> <p> 第 1 節 <u>青少年・子どものまちづくりへの参加 (第 24 条)</u></p> <p> 第 2 節 <u>市民参加制度 (第 25 条)</u></p> <p> 第 3 節 <u>施策への反映 (第 26 条)</u></p> <p> 第 4 節 <u>地域コミュニティ活動の推進 (第 27 条)</u></p> <p> 第 5 節 <u>市民活動団体との協働 (第 28 条)</u></p> <p>第 4 章 条例の検討及び見直し (第 29 条)</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 総則</p> <p> 第 1 節 目的 (第 1 条)</p> <p> 第 2 節 定義 (第 2 条)</p> <p> 第 3 節 条例の最高規範性 (第 3 条)</p> <p> 第 4 節 自治の基本理念 (第 4 条)</p> <p> 第 5 節 自治運営の基本原則 (第 5 条)</p> <p>第 2 章 <u>市民</u></p> <p> <u>市民の権利 (第 6 条)</u></p> <p> <u>市民の役割 (第 7 条)</u></p> <p>第 3 章 <u>議会及び議員 (第 8 条～ 9 条)</u></p> <p>第 4 章 <u>市長及び職員 (第 10 条～ 11 条)</u></p> <p>第 5 章 <u>行政運営の基本 (第 12 条～ 21 条)</u></p> <p>第 6 章 <u>基本原則に基づくまちづくりの推進</u></p> <p> 第 1 節 <u>青少年・子どものまちづくりへの参加 (第 22 条)</u></p> <p> 第 2 節 <u>市民参加制度 (第 23 条)</u></p> <p> 第 3 節 <u>結果等の公表 (第 24 条)</u></p> <p> 第 4 節 <u>地域コミュニティ活動の推進 (第 25 条)</u></p> <p> 第 5 節 <u>市民活動団体 (第 26 条)</u></p> <p>第 7 章 <u>他の自治体等との連携・協力 (第 27 条～ 28 条)</u></p> <p>第 8 章 条例の検討及び見直し (第 29 条)</p>

<H22. 5. 12 現在の案>	<素案たたき台>
<p>わたしたちが暮らす牧之原市は、<u>牧の原台地と駿河湾を見渡す自然の調和した美しく温暖な地域</u>です。<u>これまで、長い歴史の中を多くの人々の活力と英知によって育まれてきました。</u>お茶をはじめとした農業や漁業、また富士山静岡空港や相良牧之原インターチェンジ、御前崎港を拠点とした産業の発展もさらに期待されます。</p> <p>わたしたちは、このかけがえのない地域資源と互いを思いやるあたたかなところや人と人のつながりと地域の絆を大切にし、<u>一人一人がいつのときも郷土を誇りに思えるまちを、未来を担う子どもたちへ確実に引き継がなければなりません。</u>そのためには、市民が自治の主体としての役割を改めて自覚し、自ら考え、共に行動するという地域主権の精神に基づき、まちづくりを進めていきたいと考えます。</p> <p>このような認識のもとに、<u>わたしたち市民は、牧之原市の自治の基本理念を共有し、市民主体のコミュニティに根ざした新たな自治を確立するため、市の最高規範として、ここにこの条例を制定します。</u></p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 目的 (目的) 本条例は、牧之原市における自治の基本理念とまちづくりを担う市民・議会・<u>市の執行機関等</u>のそれぞれの権利や役割を定めることによって、市民主体による自治の実現を目的とします。</p>	<p>わたしたちが暮らす牧之原市は、<u>牧之原台地と駿河湾を見渡す自然の調和した美しく温暖な地域</u>です。<u>この地域の産業、文化や人情は、長い歴史の中を多くの人々の活力と英知、さらに、恵まれた自然環境によって育まれてきました。</u>お茶をはじめとした農業や漁業、また富士山静岡空港や相良牧之原インターチェンジ、御前崎港を拠点とした 産業の発展もさらに期待されます。</p> <p>わたしたちは、このかけがえのない地域資源と互いを思いやるあたたかなところや人と人のつながりと地域の絆を大切にし、<u>いつのときも郷土を誇りに思えるまちを、未来を担う子どもたちへ確実に引き継がなければなりません。</u>そのためには、市民が自治の主体としての役割を改めて自覚し、自ら考え、共に行動するという地域主権の精神に基づき、まちづくりを進めていきたいと考えます。</p> <p>このような認識のもとに、<u>わたしたちは、牧之原市の自治の基本理念を共有し、市民主体のコミュニティに根ざした新たな自治を確立し、市民一人ひとりが心豊かに生活するため、市の最高規範として、ここにこの条例を制定します。</u></p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 目的 (目的) 第 1 条 本条例は、牧之原市における自治の基本理念とまちづくりを担う市民・議会・<u>市長等</u>のそれぞれの権利や役割を定めることによって、市民主体による自治の実現を目的とします。</p>

<H22. 5. 12 現在の案>	<素案たたき台>
<p>【解説等】 本条例の目的を定めたものです。 本条例は、市民、議会及び市の執行機関等のそれぞれの役割を定めるとともに、参加と協働によるまちづくりの基本原則を定め、この条例に基づく自治を推進することによって、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的としています。</p>	<p>【解説等】 本条例の目的を定めたものです。 本条例は、市民、議会及び市長等のそれぞれの役割を定めるとともに、参加と協働によるまちづくりの基本原則を定め、この条例に基づく自治を推進することによって、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的としています。 <u>牧之原市では、平成19年2月に市民委員61人で構成される「まちづくり基本条例を考える会」を設置し、条例についての検討を進めてきましたが、平成20年1月に市長に提出された『まちづくり基本条例を考える会 検討結果報告書』の4ページには「私たち市民の想いが活かされるようなまちづくりが求められている今、自分たちの生活を他人任せにするのではなく、「私たちはこうしたまちを造りたい、こうしたまちに住みたい。」というそれぞれの想いや願いを実現し、そのための活動を支援するために、まちづくりのルールを創っていくことが重要と考えます。」との記述があります。</u> <u>また、『牧之原市総合計画基本構想 基本理念』には「私たちは、人と人とのつながりを大切にし、お互いに支えあう協働による社会を市民が主体となって創造していく「幸福実現都市 ふれあい ビタミン あいのまち」をまちづくりの基本理念とします。」との記述もあります。</u></p>

<H22. 5. 12 現在の案>	<素案たたき台>
<p>第 2 節 定義</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 本条例で使う言葉の意味は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 「市民」とは、市内に住所を持っている人、市内に住んでいる人、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内において事業活動又は公益的な活動を行う人と法人その他の団体をいいます。</p> <p>(2) 「<u>市の執行機関等</u>」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者をいいます。</p> <p>(3) 「<u>参加</u>」とは、市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、まちづくりに主体的にかかわり、市政に対し意見を述べることや、行動することをいいます。</p> <p>(4) 「<u>協働</u>」とは、市民・議会・<u>市の執行機関等</u>が、互いに尊重しながら、個々の自己責任において、まちづくりの担い手としてのそれぞれの役割を分担し、協力・連携して取り組むことをいいます。</p> <p>【解説等】 この項目では、全体を通して使われている言葉のうち「市民」「<u>市の執行機関等</u>」「<u>参加</u>」「<u>協働</u>」について、定義します。</p> <p>(1) 市民 「市民」とは、狭義の住民だけではなく、市内に住所(住民届のある人)を持っている人、市内に住んでいる人(住民届のない人)、市内で働く人(市外から通勤する人)、市内で学ぶ人(市外から牧之原市内の学校に通学する</p>	<p>第 2 節 定義</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 本条例で使う言葉の意味は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 「市民」とは、市内に住所を持っている人、市内に住んでいる人、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内において事業活動又は公益的な活動を行う人と法人その他の団体をいいます。</p> <p>(2) 「<u>市長等</u>」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者をいいます。</p> <p>(3) 「<u>市</u>」とは、<u>基礎自治体としての牧之原市</u>をいいます。</p> <p>(4) 「<u>参加</u>」とは、市民が <u>まちづくりに主体的にかかわり、市政に対し意見を述べることや、行動することをいいます。</u></p> <p>(5) 「<u>協働</u>」とは、市民・議会・<u>市長等</u>が、互いに尊重しながら、個々の自己責任において、まちづくりの担い手としてのそれぞれの役割を分担し、協力・連携して取り組むことをいいます。</p> <p>【解説等】 この項目では、全体を通して使われている言葉のうち「市民」「<u>市長等</u>」「<u>市</u>」「<u>参加</u>」「<u>協働</u>」について、定義します。</p> <p>(1) 市民 「市民」とは、狭義の住民だけではなく、市内に住所(住民届のある人)を持っている人、市内に住んでいる人(住民届のない人)、市内で働く人(市外から通勤する人)、市内で学ぶ人(市外から牧之原市内の学校に通学する</p>

<H22. 5. 12 現在の案>

人)、市内において事業活動又は公益的な活動を行う人と法人その他の団体を含むものとして、多くの人材がまちづくりに参加をできるような市政運営を求めて行きます。

(2) 市の執行機関等

「市の執行機関等」は、地方自治法第 138 条の 4 に規定する「市の執行機関」(市長及び教育委員会ほか、地方自治法第 180 条の 5 に列記されている各種 行政委員会)に、独立した権限を有する公営企業管理者を加えて定義すべきであると考えています。

(3) 参加

「参加」とは、市民が市政に参加するために、市民の意見を反映する各種の手段を利用して、市の執行機関等が行うまちづくりに支援者として加わり積極的に行動することと考えています。

(4) 協働

「協働」とは、市民と市の執行機関等、市民と NPO、NPO と市の執行機関等など、それぞれ異なる主体が、役割と責任を分担し合い、お互いの特性等を尊重しながら、補完し、協力していくことであり、これからのまちづくりの重要な原則となるものと考えています。

<素案たたき台>

人)、市内において事業活動又は公益的な活動を行う人と法人その他の団体を含むことによって、多くの人材がまちづくりに参加をできるようにします。

(2) 市長等

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会から成る市の執行機関を総称して「市長等」と定義したものです。

市が設置する公営企業(水道事業)は、執行機関である市長に含まれるものです。

(3) 市

市議会や執行機関からなる基礎自治体としての牧之原市を「市」と定義したものです。

「基礎自治体」とは、基礎的な地域自治体を意味するものであり、住民にとって最も身近な行政主体をいいます。

(4) 参加

「参加」とは、まちづくりの企画立案から実施及び評価までのすべての過程において、自発的かつ主体的に市民が関わることをいいます。

(5) 協働

「協働」とは、市民と市長等、市民と NPO、NPO と市長等など、それぞれ異なる主体が目的を共有し、役割と責任を分担し合い、お互いの特性等を尊重しながら、補完・協力していくことをいいます。

<H22.5.12 現在の案>

第3節 条例の最高規範性

(最高規範性)

第3条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければなりません。

2 市の執行機関等は、施策の立案、決定、執行に際して本条例の趣旨を遵守するものとします。

【解説等】

この条文は、牧之原市における本条例の最高規範性を示すものです。

市はこの条例を、自治の基本を定める規範とし最大限に尊重しながら他の条例との整合性を図っていくこととします。

<素案たたき台>

第3節 条例の最高規範性

(最高規範性)

第3条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければなりません。

2 市民、議会及び市長等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。

【解説等】

第1項では、他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用や各種計画の策定、見直し及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重するなど、この条例が、本市の自治における最高規範性を持つことを定めています。

第2項では、併せて、本市の自治を構成する市民、議会及び行政の三者が、この条例を尊重し、本市の自治を推進していくことを定めています。

法体系上は、個々の条例にその優劣、高低はありませんが、この条例の理念に基づいた本市の自治の推進を市政全般に浸透させていくために、他の条例・規則、要綱、構想、計画、施策等の制定改廃から運用解釈までについて、本条例との整合性を図ることを義務付けることで、実態として運用上の最高位に位置する条例としたものです。

なお、この条例には罰則規定は設けていません。「罰則」とは、個別具体的な行為の違反をとらえて初めて適用されるもので、本条例は自治の基本ルールを定める理念条例であることから、罰則はなじまないものと考えます。

＜H22. 5. 12 現在の案＞	＜素案たたき台＞
<p>第 4 節 自治の基本理念</p> <p>(自治の基本理念)</p> <p>第 4 条 まちづくりは、市民が主体となるものであり、住民自治に基づいた、市民の自発的、積極的な参加によるまちづくりを推進します。</p> <p>2 議会、市の執行機関等は、住民自治を確立し、地方自治の本旨に沿ったまちづくりができるよう市民と一体となって推進します。</p> <p>3 市の執行機関等は、国及び他の地方自治体と対等な立場で連携し、協力して共通する課題及び広域的な課題の解決を図ります。</p> <p>【解説等】 <u>市民、議会、市の執行機関等が協働によるまちづくりを推進することによって、牧之原市が目指す「幸福実現都市」の実現を図ります。</u> <u>今後の本格的な地方分権の到来を踏まえ、自主・自立のまちづくりを進めていくことを基本理念としていきたいと考えます。</u></p>	<p>第 4 節 自治の基本理念</p> <p>(自治の基本理念)</p> <p>第 4 条 まちづくりは、市民が主体です。</p> <p>2 市政は、市民の信託によるもので、議会及び市長等は、住民自治を確立し、地方自治の本旨に沿ったまちづくりができるよう市民と協働して進めます。</p> <p>3 (削除) ⇒第 27、28 条に明記した</p> <p>【解説等】 <u>市民がまちづくりの主権者であることを住民自治の基本理念とします。</u> <u>市政は市民の信託によるものであり、議会と市長等はその信託のもと、協働によるまちづくりを推進することによって、牧之原市が目指す幸福実現都市の実現を図ります。</u></p>

<H22.5.12 現在の案>	<素案たたき台>
<p>第5節 自治運営の基本原則</p> <p>(基本原則)</p> <p>第5条 まちづくりを行う際の自治運営の基本原則として、次に掲げる原則に基づき推進します。</p> <p>(1) 住民自治の原則 <u>市民は、自治の担い手として、自覚と責任を持って、それぞれの個性や能力を發揮し、お互いを尊重し支えあいながら、住民自治を推進します。</u></p> <p>(2) 情報共有の原則 <u>市民、議会、市の執行機関等がお互いに有するまちづくりに関する情報を提供しあい、共有することにより協働によるまちづくりを進めます。</u></p> <p>(3) 参加の原則 <u>市の執行機関等は、市民参加の機会を保障するとともに、市民参加のための環境づくりに努め、市民の意思をまちづくりに反映させます。</u></p> <p>(4) 協働の原則 <u>市民、議会、市の執行機関等はそれぞれの役割及び責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力してまちづくりをすすめることを原則とします。</u></p> <p>(5) ひとづくりの原則 <u>市民、議会、市の執行機関等は、主体的にまちづくりに参加できる市民を育成します。特に、青少年・子どもは、年齢に応じてまちづくりに参加できるようにします。</u></p>	<p>第5節 自治運営の基本原則</p> <p>(基本原則)</p> <p>第5条 まちづくりを行う際の自治運営の基本原則として、次に掲げる原則に基づき推進します。</p> <p>(1) 住民自治の原則</p> <p>(2) 情報共有の原則</p> <p>(3) 参加の原則</p> <p>(4) 協働の原則</p> <p>(5) ひとづくりの原則</p>

<H22. 5. 12 現在の案>

【解説等】

(1) 住民自治の原則

まちづくりは、市民の参加により、市民の意思に基づき、その責任において行うことを示す原則です。まちづくりは市民一人ひとりが主体であることを盛り込みます。

(2) 情報共有の原則

市民がまちづくりに参加するためには、情報を共有する必要があります。市民・議会・市の執行機関等が互いに対等な関係で情報共有し、三者が一体となってまちづくりを行うことを明記します。

(3) 参加の原則

市民参加の位置づけを明確にするため、市民に対して参加の機会を保障すること、市民参加を図るための取組を積極的に進めることを原則として掲げたいと考えます。

(4) 協働の原則

地域社会の解決を図るため、目的を共有してそれぞれの立場を理解し合い、相互に協力し合ってまちづくりを推進していきたくと考えます。

参考：牧之原市総合計画基本構想 将来都市像（抜粋）
市民が主体的にまちづくりを行っていくため、市民と行政による協働や市民参画の仕組みを整えるとともに、市民と行政の相互理解を一層深め、それぞれの役割と責任で市民主体の自治を目指します。

<素案たたき台>

【解説等】

(1) 住民自治の原則

まちづくりは、市民の参加により、市民の意思に基づき、その責任において行うことを示す原則です。まちづくりは市民一人ひとりが主体であることを盛り込みます。

(2) 情報共有の原則

市民がまちづくりに参加するためには、情報を共有する必要があります。市民・議会・市長等が互いに対等な関係で情報共有し、三者が一体となってまちづくりを行います。

(3) 参加の原則

市民参加の位置づけを明確にするため、市民に対して参加の機会を保障すること、市民参加を図るための取組を積極的に進めることを原則として掲げます。

(4) 協働の原則

地域社会の解決を図るため、目的を共有してそれぞれの立場を理解し合い、相互に協力し合ってまちづくりを推進していきます。

参考：牧之原市総合計画基本構想 将来都市像（抜粋）
市民が主体的にまちづくりを行っていくため、市民と行政による協働や市民参画の仕組みを整えるとともに、市民と行政の相互理解を一層深め、それぞれの役割と責任で市民主体の自治を目指します。

<H22. 5. 12 現在の案>	<素案たたき台>
<p>(5) ひとつづくりの原則</p> <p>まちづくりの原点はひとつづくりです。まちづくりのために、市民、議会、<u>市の執行機関等</u>は積極的に人材育成と活動できる環境の整備を進める必要があります。</p> <p>特に、少子高齢化が進展する中、次代を担う子どもが、早い段階からまちづくりに参加していくことは重要だと考えます。</p> <p>また、地域の祭りをはじめ地域行事への参加等を通じて、学校・地域・家庭が一体となって、次代のまちづくりの担い手となる子どもたちの健全育成を図っていくことが大切です。</p>	<p>(5) ひとつづくりの原則</p> <p>まちづくりの原点はひとつづくりです。まちづくりのために、市民、議会、<u>市長等</u>は積極的に人材育成と活動できる環境の整備を進める必要があります。</p> <p>特に、少子高齢化が進展する中、次代を担う子どもが、早い段階からまちづくりに参加していくことは重要だと考えます。</p> <p>また、地域の祭りをはじめ地域行事への参加等を通じて、学校・地域・家庭が一体となって、次代のまちづくりの担い手となる子どもたちの健全育成を図っていくことが大切です。</p>

7/5「創る会」意見交換での意見抜粋

前文	・文章として読み易く、まとまっている。
	・全国的な知名度として、牧之原市にカナをふった方が良いのでは？
	・「改めて」以前に何かあったことを改めている様だ→なくても良いのでは。
	・「コミュニティ」は何を指すのか？カタカナ語の使い方は誤解されることもあり、使い方に注意した方がよい。
	・「市民一人・・」＝幸福実現都市を指すと思うが、このように具体的な表現がよい。
	・「幸福実現都市」という言葉を使うとき、「幸福」の定義が定まらないと、どこまでいったら幸福なのか、人によって異なるし、ピンとこない。「幸福」とはコレだ！と決められないようにも思う。
	・「心豊か」「幸福」は時代によって内容も変わってくるもの。
	・自然(例えば白砂青松→牧之原市の 売りの 部分みたいなもの)を入れた方がいい？ →「 幸福実現都市 に向けて・・市民一人ひとりが・・」の言葉を入れた方が良いのでは。 「幸福実現都市」はいろんなところで使っているので、これを使ってもっとわかりやすく。 《例》・・確立し、幸福実現都市に向けて(むかって)一人ひとりが心豊かに暮らすために・・・
	・2段落目 1センテンスが長い。
	・11行目 「改めて」 入れる必要あるか？
	・「地域主権」のことば→なじみがやすい
	・「人と人とのつながり」「地域の絆」重複している感じがする。 《例》あたたかなところで地域の絆を・・・

第1条 目的	・市長等は第2条で「定義」しているので問題ないと思う。
	・解説で今までの経緯が書かれてあり、年月をかけて創ってきた事が解り良いと思う。
	・条文内の目的と解説の目的がちがう。
	・解説は思想に依っている。前文の解説ならわかる。

第2条 定義	・(2)の中に公平委員会がないのはなぜか。(解説にはある。)
	・(3)の基礎自治体の表現が解りにくい。区という事か？ 最も身近な行政主体は区・組なのか？
	・「市役所」はどこに入る？→「市」に入ると思います。
	・議会の定義を書くべき。「地方自治法〇〇条の・・」のような書き方でよい。主体の一つとして並列で書くべき。
	・「基礎自治体」という言葉が私達には耳慣れない。
	・NPOでない組織(例えば地域コミュニティが含まれているか分からない。) NPO→「市民活動団体」といいかえてはどうか？
	・「市長等」の表現はよい。⇔市長は選挙で選ばれる。委員会は違う。 執行機関等でもよいのでは？ 市長というと「ヒト」にとらえられてしまう。
	・「市」の解説— 執行機関 とあるがよいか →解説だから良い？ 解説—「なじまない」という表現がわかりにくい。

7/5「創る会」意見交換での意見抜粋

第3条 条例の最高 規範性	・解説の表現が回りくどい。(特に8行目の法体系上以下)
	・「優劣」「高低」という言葉はふさわしいか？
	・「ここ(個々?)の条例に・・・」その前に出ている主体同志をさしているのか、個々の条例同志を指しているのか？
	・「罰則・・・」は必要か？

第4条 自治の基本 理念	・2の「市民の信託」の信託の意味を解り易く説明して欲しい。
	・第1項はズバリでよい。ストレート。
	・第2項もOK。
	・「信託」という言葉がわかりにくい。
	・④-2「住民自治」市民ではないのか？「住民自治」は住民だけか？ 住民と市民がごっちゃ(「市民と協働」) 例えば「 市民の自治 」という言葉はどうか？

第5条 自治運営の 基本原則	・条文・解説とも解り易い。他の解説もこの様にならないか。
	・解説一語尾がはっきりしていて良い。伝わる。
	・第4条と同じく「住民」「市民」の混在
	・⑤-5(ひとづくり) 学校・地域・家庭 に限定されるのではなく、横断的なものもある。 《例》↑「 市民活動担体等 」をいれる。

※ 委員の皆様からたくさんの意見をいただきましたが、今回掲載するのは、条例内容に直接関わりがある意見とさせていただきます。
また、重複している意見や書いた方の意図が明確に示せないものについては掲載しておりませんのでご了承ください。